

2023.1

vol.148

みなさんで
回覧(掲示)
してください

全国健康保険協会宮崎支部からのお知らせ

協会けんぽ みやざき

令和3年度宮崎支部インセンティブ制度の順位が確定しました!

令和3年度 宮崎支部 全国総合 **21位!**

令和5年度保険料率引き下げに反映

インセンティブ制度とはどんな制度なの?

協会けんぽには、加入者・事業主の皆さまの取組を保険料率に反映させるインセンティブ制度があります。この制度は、5つの指標に基づき、支部をランク付けし、上位23位までの支部の保険料率が引き下げられる制度です。結果は、翌々年度の健康保険料率（令和3年度の結果は令和5年度の健康保険料率）に反映されます。

※インセンティブ制度の見直しが行われ、令和4年度以降の取組結果から、インセンティブを得ることができる支部数が上位23支部→上位15支部になり、その分得られるインセンティブが大きくなります。

どのような取り組みが評価されるの?

次の5つの指標に取り組んだ実績が、評価の対象となります。達成に向けた取り組みにご協力ください。

【指標1：特定健診等の実施率】

被保険者の方は「生活習慣病予防健診」、被扶養者の方は「特定健診」を受診しましょう!

※労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事業所様は、「同意書」を協会けんぽにご提出ください。

【指標5：ジェネリック医薬品の使用割合】

先発医薬品より開発費用が少なく済むので価格が安いですが、品質、効き目、安全性は先発医薬品と同等であると国が認めたお薬です。医療費削減のために、進んでご利用ください!

【指標2：特定保健指導の実施率】

健診結果で生活習慣改善が必要と判定された方に、保健指導を行います。案内が届きましたら、「特定保健指導」を受けましょう!

【指標4：要治療者の医療機関受診率】

健診の結果（血圧・血糖）から、治療が必要と判断された方は、速やかに医療機関を受診しましょう!

【指標3：特定保健指導対象者の減少率】

生活習慣の改善に取り組み、特定保健指導の対象から外れましょう!

〇〇病院

令和3年度 指標ごとの順位はこちら

評価指標	指標1	指標2	指標3	指標4	指標5
順位 ()は令和2年度	25位 (21位)	39位 (45位)	23位 (4位)	11位 (38位)	4位 (18位)

令和5年2月下旬にジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします

お知らせをお送りする方

- ◆ 主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
- ◆ お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

※加入者(被保険者)の方の住所へ直接送付いたします。
※すべての加入者様に送付するものではありません。



お知らせの内容

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の、**自己負担軽減可能額等**をお知らせするものです。

協会けんぽでは、加入者の皆さまのお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取り組みの一環として、ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りしています。

※このお知らせは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。ジェネリック医薬品を知っていただくこと、先発医薬品以外にもジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的で送付しています。

ジェネリック医薬品とはどんなお薬ですか？

効き目や安全性が
先発医薬品と同等と
厚生労働省から
認められたお薬です



先発医薬品の医療特許が切れた後に同一の有効成分で作った薬のため、**先発医薬品よりも3～5割程度安くなる場合があります。**

服用しやすいお薬へ
製造の工夫が図られている
ものもあります



- 製剤の小型化** 大きさを小さくし飲みやすく改良。
- 剤形の変更** 飲みやすい形状に改良。
- 味の改良** にがみ等を抑えた味に改良。

ジェネリック医薬品と先発医薬品(新薬)はどんな違いがありますか？

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と異なる添加剤を使用する場合がありますが、有効性・安全性が同等であると認められています。

また、患者さんの体質によっては、添加剤が原因でアレルギー反応などの副作用等を引き起こすことがあります。これは、先発医薬品であっても、ジェネリック医薬品であっても同様に起こり得ます。

ジェネリック医薬品の供給について

一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。



全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ

協会けんぽ 宮崎 [検索](#)

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階
TEL 0985-35-5364 FAX 0985-35-5393

自動音声でご案内します

案内①業務(給付、保険証、任意継続など)

案内③レセプト(レセプト、第三者行為(交通事故等))

案内②保健(健診、特定保健指導など)

案内④企画総務(保険料率、健康宣言など)

保険証を使用できるのは
退職日までです！

従業員本人だけではなく、扶養家族も含めて退職日の翌日から使えません。
保険証は扶養家族分も含めて必ず返却してください。

令和4年度は2月を除く毎月発行予定です。